## 「週休2日工事」Q&A

令和4年5月23日

- Q1 夏季休暇、年末年始休暇とはどの日をいうのでしょうか。
- A1 夏季休暇、年末年始休暇は次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。
  - 夏季休暇:8月13日~8月15日の3日間
  - ・年末年始休暇:12月29日~1月3日の6日間
  - Q2 4週8休を前提とした工程を検討するにあたり、対象期間はどのように考えればいいでしょうか。
- A2 工程検討に当たっては、次の対象期間(※)において4週8休の現場閉所を確保する必要があります。なお、現場閉所は、2日以上連続する日と定める必要はありません。
  - ※「対象期間」とは、「工事開始日」から「工事完成日」までの期間をいいます。なお、準備期間、後片付け期間、夏期休暇、年末年始休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含みません。
- Q3 工期が不足する場合、工期延伸はできるのでしょうか。
- A3 当初の工期は4週8休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じる不測の日数については、従来どおり発注者へ工期延伸協議を行ってください。
  - 【例】当初工期が標準工期で算出している場合で、以下のような条件など
    - ・作業時間の制限を受ける工事
    - ・隣接工区との工程調整が必要な工事
    - ・他機関との調整により作業できない期間が生じた場合など
- Q4 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に実施を取りやめることができるのでしょうか?
- A 4 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したう えで監督員へ、取りやめる協議をしてください。

なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合(4週6休未満となった場合)は、労務費、機械経費(賃料)、及び間接費の補正対象とはなりません。

- Q5 試行対象工事(受注者希望型)を受注後に「週休2日工事」を希望しなかった場合にペナルティはあるのでしょうか?
- A 5 試行対象工事(受注者希望型)は、「週休2日工事」の実施を必須としているものではありません。あくまでも受発注者間で協議が調い、実施するものですので、ペナルティはありません。
  - Q6 当日の急な降雨、降雪当により現場閉所とする場合、「現場閉所」扱いとできますか?
- A 6 「現場閉所」とは巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいいます。作業する予定日に急な降雨、河川増水等により現場閉所とする場合は、その旨を、事前に監督員にメールまたはファクシミリにより連絡していただき、「現場閉所」扱いとします。
- Q7 祝日、夏季休暇、年末年始休暇及び、振替休日は、「現場閉所」として計上できるのでしょうか?
- A 7 祝日は現場閉所の対象となるので、休んだ場合には、「現場閉所」として計上できます。ただし、夏期休暇、年末年始休暇は、現場閉所の対象外となるので、休んでいても「現場閉所」とは計上できません。また、日曜日と祝日が重なり、月曜日が振替休日となる場合において、月曜日を現場閉所日とした際には「現場閉所」として計上できます。
  - Q8 現場閉所日に現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検を行った場合は、「現場閉所」として計上できるのでしょうか。
- A8 現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検については、保守点検等の現場 管理上必要な作業であるため「現場閉所」として計上できます。
- Q9 試行対象工事(受注者希望型)を受注し、週休2日を実施する工事としたが、 4週6休以上を確保できなかった場合にペナルティはあるのでしょうか?
- A9 4週6休以上(現場閉所率21.4%以上)が達成できなかった場合において も、工事成績評定において減点等のペナルティはありません。
  - Q10 4週8休を目標として計画工程表を提出しましたが、閉所状況が4週6休となってしまった場合は、どのようになるのでしょうか?
- A10 閉所状況4週6休の補正の取扱いとします。なお、週休2日工事の取り組み

結果については、現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者 に報告をお願いします。

- Q11 試行実施要領第5の表の、現場閉所率の考え方を教えて下さい。
- A11 対象期間に占める現場閉所日数の割合(現場閉所日数÷対象期間)となります。なお、現場閉所率は、少数第2位以下切り捨てとします。 例として、別途閉所状況の考え方を記載しますので、参考として下さい。
- Q12 週休2日工事(受注者希望型)として発注された工事において、週休2日 交替制モデル工事として実施したい場合はどうしたらよいでしょうか。
- A12 工事着手前に発注者との協議が整った場合、週休2日交替制モデル工事として実施することができます。

## 「週休2日交替制モデル工事」Q&A

## Q1 週休2日交代制モデル工事の試行対象とは?

A1 週休2日工事試行要領(平成28年6月8日県土整備部技術企画課定め) に定める発注者指定型及び受注者指定型としての発注が困難な工事、を試行対象 としています。

ただし、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の工事は対象外としております。

(例) 災害時の応急工事

Q2 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合は どのように確認するのですか。

また、平均休日数の割合はどのように算出するのですか。

A 2 週休 2 日交代制モデル工事の試行完了後に、休日確保結果が確認できる既存の 書類(休日及び出勤状況がわかる既存の資料)にて確認します。

平均休日数の割合は、対象期間に占めるそれぞれの技術者(又は技能労働者) の休日率を平均して算出します。

## 【平均休日率 計算例】

=A 技術者(30%)+B 技術者(29%)+C 作業員(29%)+D 作業員(33%)/4 = 30%

OOI事	技術者等	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	±	B	工期日数	休日日数	休日率	平均
	A技術者	休日				休日			休日							10	3	30%	30%
	B技術者		休日				休日		休日			休日				14	4	29%	
	C作業員		J	休日			休日		休日					休日		14	4	29%	
	D作業員				休日			休日			休日	休日				12	4	33%	

※工事現場は毎日稼働(現場閉所しない)

- Q3 市場単価は補正の対象ですか。
- A3 市場単価は補正の対象外です。
- Q4 工期が不足する場合、工期延伸はできるのでしょうか。
- A4 当初の工期は4週8休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間 を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じる不測の日数につい

- ては、従来どおり発注者へ工期延伸協議を行ってください。
  - 【例】当初工期が標準工期で算出している場合で、以下のような条件など
    - ・作業時間の制限を受ける工事
    - ・隣接工区との工程調整が必要な工事
    - ・他機関との調整により作業できない期間が生じた場合など
- Q5 施工途中で週休2日交替制モデル工事の実施が困難となった場合に実施を 取りやめることはできるのでしょうか?
- A 5 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したうえで監督員へ、取りやめる協議をしてください。

なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合(4週6休未満となった場合)は、労務費、現場管理費の補正対象とはなりません。

- Q6 週休2日交替制モデル工事で発注された工事において、工事着手前に、週休 2日試行要領に定める受注者希望型として実施したい場合はどうしたらよいで しょうか。
- A 6 工事着手前に発注者との協議が整った場合は、週休2日試行要領に定める受注 者希望型で実施することが可能です。
- Q7 受注後に「週休2日交替制モデル工事」を希望しない場合、ペナルティ はあるのでしょうか?
- A 7 試行対象工事は、「週休2日交替制モデル工事」の実施を必須としているものではありません。あくまでも受発注者間で協議が調い、実施するものですから、ペナルティはありません。
  - Q8 当日の急な降雨、降雪等により休日とする場合、「休日」扱いとできますか?
- A8 「休日」扱いとします。
- Q9 試行対象工事を受注し、週休2日交替制モデルを実施する工事としたが、 4週6休以上を確保できなかった場合にペナルティはあるのでしょうか?
- A 9 4 週 6 休以上が達成できなかった場合においても、ペナルティはありません。
- Q10 4週8休を目標として計画工程表を提出しましたが、休日率が4週6休となってしまった場合は、どのようになるのでしょうか?

A10 休日率4週6休の補正の取扱いとします。なお、週休2日交替制モデル工事の取り組み結果については、週休2日交替制モデル工事の試行完了後に、休日確保結果が確認できる書類(休日及び出勤状況がわかる既存の資料)を、発注者に報告をお願いします。